

○農林水産省告示第千百十五号

農地法施行令（昭和二十七年政令第四百四十五号）第九条第四項の規定に基づき、農地法第四条第一項に規定する指定市町村の指定に関する告示（令和元年農林水産省告示第千六百九十四号）の一部を次のように改正する。

令和八年七月三十一日

農林水産大臣 鈴木 憲和

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後				改正前			
都道府県名	指定市町村名	指定の効力発生の日	(略)	都道府県名	指定市町村名	指定の効力発生の日	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
長崎県	諫早市 大村市	平成二十八年九月一日 令和八年十月一日	(略)	長崎県	諫早市 (新設)	平成二十八年九月一日 (新設)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この告示は、公布の日から施行する。